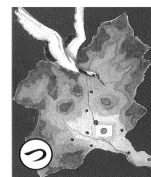




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第9号)

目次

ページ

人事委員会規則

- 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 4
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 4
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 5
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 5
- 群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 5

人事委員会訓令

- 群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 5

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第五号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを、「(勤務成績の証明)」に改め、同条中「から、勤務成績が良好であることの認定」を「の証明」に改める。

第三十条の見出し中「昇給」を「昇給区分及び昇給」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、第二十八条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- 一 勤務成績が特に良好である職員 A
 - 二 勤務成績が良好である職員 B
 - 三 勤務成績がやや良好でない職員 C
 - 四 勤務成績が良好でない職員 D
- 2 条例第五項第四項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第八の二に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 第三十条第五項中「承認号給数」を「第一項の規定により昇給区分をAに決定する職員の昇給の号給数から四(条例第五項第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、零)を減じた号給数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「第二項又は第三項」に、「同項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
- 3 前年の昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十一条第三項、第二十五条第一号若しくは第三十三条第一項の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、人事委員会が別に定める。
- 4 前二項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 別表第一医療職給料表(二)の項中「環境森林事務所」を「森林環境事務所」に改める。別表第八の次に次の一表を加える。

別表第八の二(第三十条関係)

昇給号給数表

| 昇給区分 | A | B | C | D |
|--------|-----|---|--------|---|
| 昇給の号給数 | 5以上 | 4 | 1以上3以下 | 0 |
| | 1以上 | 0 | | |

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附則

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六項の規定は、平成三十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成三十三年三月三十一日までの間における群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号。以下「条例」という。)第五条第四項の規定による昇給の号給数は、改正後の第三十条第一項及び第二項並びに別表第八の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。
 - 一 勤務成績が良好である職員であつて人事委員会の承認を得て任命権者が定める基準に該当するもの 条例第五項第五項に規定する標準とする号給数(次号において「標準号給数」という。)に人事委員会の承認を得て任命権者が定めた号給数を加算した号給数
 - 二 勤務成績が良好である職員 標準号給数
 - 三 その他の職員 任命権者が定める号給数
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成三十三年三月三十一日までの間における条例第五項第六項の規定の適用を受ける職員の昇給の号給数は、改正後の第三十条第一項及び第二項並びに別表第八の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給数とする。
 - 一 前項第一号の基準に該当する職員 二号給
 - 二 その他の職員 一号給
- 4 前二項の規定を適用する場合における改正後の第三十条第四項から第六項までの規定の適用については、同条第四項中「前二項」とあるのは「職員の初任給、昇格昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成三十一年群馬県人事委員会規則第五号。以下この条において「改正規則」という。)

附則第二項若しくは第三項又は前項」と、同条第五項中「第二項又は」とあるのは「改正規則附則第二項若しくは第三項又は」と、「第二項及び」とあるのは「改正規則附則第二項及び第三項並びに」と、同条第六項中「第一項の規定により昇給区分をAに決定する職員の昇給の号給数から四(条例第五項第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、(零)を減じた」とあるのは「人事委員会の承認を得て任命権者が定めた」とする。
- 5 平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間における条例第五条第六項の規定の適用を受ける職員については、同項中「零」とあるのは「一」と、同表中

| | | |
|-----|---|-------|
| 1以上 | 0 | とあるのは |
| 2以上 | 1 | とする。 |
- 6 特段の措置が必要と認められる職員については、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めた号給数を改正後の第三十条第二項の規定による号給数とすることができる。

給数とすることができる。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

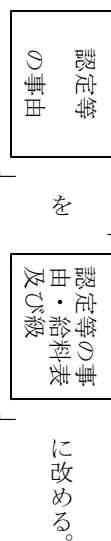
群馬県人事委員会規則第六号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第三十条の六の表備考中「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

別表第三のうち一知事の事務部局の表地域機関及び専門機関の項中「西部環境森林事務所、」を「西部森林環境事務所、」に、
「西部環境森林事務所」を「西部森林環境事務所」に改め、別表第三のうち三教育委員会の表事務局の項中「次長(課付の次長に限る。)」を「次長(課付の次長に限る。)」に改める。

様式第三号裏面中



附則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第七号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
別表一病院局の部専門機関の項中「がん登録室長」を「がん登録室長 がんゲノム医療連携室長」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「埋蔵文化財主監 次長」を「埋蔵文化財主監 次長 文化財専門官」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年群馬県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。
別表知事事務局の項中「環境政策課」を「林政課」に、「法制係長」を「法制第一係長」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年群馬県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。
第二条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号の前に次の一号を加える。
二十五 群馬県土地改良事業団体連合会
第二条に次の一号を加える。
三十 地方税共同機構

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

群馬県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十号

群馬県職員 の 地域手当に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員 の 地域手当に関する規則(平成十八年群馬県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「他の職員」の下に「又は当該派遣先の官署、公署等に在勤する職員等」を、「ときは」の下に「、第二条の規定にかかわらず」を加え、「第二条に規定する地域に含める」を「条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める地域とする」に改め、同条第二項中「得て、」の下に「条例第十二条の二第二項各号のいずれかに掲げる級地で」を加える。
別表愛知県名古屋市の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

人事委員会訓令

群馬県人事委員会訓令第一号

群馬県人事委員会事務局

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

群馬県人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年群馬県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。
第五条第一号中「、指令」を「及び指令」に、「毎年一月一日」を「毎年一月一日」に、「毎年四月一日」を「毎年四月一日」に改める。

第九条中「、群馬県文書管理規程」を「及び群馬県文書管理規程」に改める。
別表第一事務局長専決事項の欄6中「に基づく審査請求」を「第十条(同規則第六十一条において準用する場合を含む。)に基づく審査請求又は再審の請求」に改め、同欄中13を14とし、7から12までを8から13までとし、6の次に次のように加える。

7 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)第七条第七項の規定による報告並びに時間外勤務等に関する基本協定書及び時間外勤務等に関する確認書に定める限度日数を超えて週休日及び休日勤務を命ずる場合の届出に関すること。

別表第一注中「、事務局長」を「事務局長」に、「、事務局職員」を「事務局職員」に改める。

附 則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
